

令和6年度 香川県埋蔵文化財センター

会計年度任用職員（発掘作業員 試掘）登録者選考試験案内

令和6年4月
香川県埋蔵文化財センター

香川県埋蔵文化財センターでは、令和6年度に埋蔵文化財の調査業務に従事する会計年度任用職員（発掘作業員 試掘）を募集します。

1 登録予定人数及び業務内容

登録予定人数	業務内容
5名程度	試掘現場における土の掘削・運搬、草刈り、出土品の洗浄等

※地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員として任用され、地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。

※香川県内全域（島しょ部を除く）で勤務可能な方のみを登録した場合は5名とする予定ですが、勤務可能範囲が限られる方を登録した場合、登録人数を増やす可能性があります。

2 受験資格

発掘作業の経験があること（未経験者は応募不可）

次の地方公務員法第16条の欠格条項のいずれにも該当しない者に限ります。

- (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (イ) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 提出書類

履歴書、選考試験申込書

※どちらも指定様式をご使用ください。

4 試験方法

日時 令和6年4月12日（金）

*面接時間は、受付時にご案内します。

*遅刻した場合は受験できません。

場所 香川県埋蔵文化財センター（坂出市府中町字南谷5001-4）

試験内容 個別面接（所要時間1人15分）

合格発表 令和6年4月18日（木）午前中に、合格が内定した本人あてに電話連絡します。その後、合否にかかわらず、全員に合否の文書を郵送します。

*なお、個別面接の評価が一定以下の場合は、採用者なしとする場合もあります。

5 受験申込方法及び申込受付期間

申込方法	<p>履歴書と採用選考試験申込書に必要な事項を記入し、ハローワークの紹介状を添えて次のとおり香川県埋蔵文化財センター総務課に提出してください。</p> <p>※履歴書には、発掘作業の経験歴を必ず記載してください。</p> <p>※採用選考試験申込書の勤務可能地欄のいずれかに必ず○印を付けてください。</p> <p>①直接持参する場合 香川県埋蔵文化財センター総務課へ提出してください。</p> <p>②郵便による場合 封筒の表に「会計年度任用職員（発掘作業員 試掘）登録者選考試験申込」と朱書きして、香川県埋蔵文化財センター総務課まで郵送してください。</p>
受付期間	<p>令和6年4月3日（水）から令和6年4月11日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）です。</p> <p><u>応募者多数の場合、募集期限前に申込みを締切ることがあります。</u></p> <p><u>受付期間後はどのような理由があっても受け付けません。</u></p> <p>郵送の場合は、令和6年4月11日（木）必着でお願いします。</p>

6 雇用条件等

(1) 名簿登録及び採用

合格者は、令和6年5月7日付けで、「会計年度任用職員（発掘作業員 試掘）採用候補者名簿」に登録され、選考の成績順に、会計年度任用職員として採用します。

名簿の登録有効期間は、登録開始日から令和7年3月31日までです。

なお採用については、令和6年5月7日から開始予定ですが、勤務地の関係で、選考の成績が下位の者が採用されることや、採用候補者名簿に登録されても、名簿の登録期間内に採用されないことがあります。逆に、名簿の登録期間内に、複数回採用されることもあります。

採用を辞退した場合は、名簿の最後の順位になります。

(2) 雇用期間

雇用期間は、原則として、採用となった日から最長で2週間程度ですが、実際の勤務日数（以下「実勤務日数」という。）は、雇用期間中の数日間です。悪天候の影響等により、断続的な勤務となる可能性があります。

初回の採用は、5月7日（月） 2名 実勤務日数3日間（西讃地区）の**予定**です。

現時点でのこれ以降の登録期間内の採用見込は次のとおりです。（今後増減する可能性があります。）

東讃地区：2名 実勤務日数10日間（2回）、2名 実勤務日数2日間（1回）

高松地区：2名 実勤務日数4日間（1回）

中讃地区：2名 実勤務日数2日間（1回）、2名 実勤務日数5日間（1回）、2名 実勤務日数3日間（1回）

西讃地区：2名 実勤務日数1日間（1回）

7 勤務場所

香川県内全域（島しょ部を除く）

8 報酬及び勤務時間

(1) 報酬日額 7,709円

※地域手当相当額を含む。

※雇用期間中における実勤務日数分を支給します。

(2) 通勤手当 片道通勤距離2km以上が支給対象

・自家用車等による通勤の場合

日額1,460円を上限に、通勤距離に応じた額を支給

・公共交通機関利用の場合

最も経済的な乗車券の額を支給

(3) 期末手当 なし

(4) 勤務時間 午前8時30分～午後5時00分

(7時間30分、休憩時間12時00分～13時00分)

原則として祝日を除く月～金曜日

(5) その他 労災保険に加入

※ 報酬等、加入保険等については、今後の給与改定・制度改正により、変更となる場合があります。

9 申込み及び問合わせ先

香川県埋蔵文化財センター 総務課

(所在地) 〒762-0024 香川県坂出市府中町字南谷5001-4

(電話) 0877-48-2191

(FAX) 0877-48-3249

(HPアドレス) <https://www.pref.kagawa.lg.jp/maibun/>